はじめに

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃発生した、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震: 気象庁命名)により、小美玉市では最大震度6強を記録し、建造物の損壊は多数、電気・水道などのライフラインは長時間にわたって寸断されるに至りました。

災害にあわれました市民の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

小美玉市といたしましても、市民の皆様の生活に直結する施設の改修等を優先に行うとともに、 災害に強いまちづくりについては、総合計画の後期計画で明確にしていくこととし、本計画では、 復旧事業を基本として取り組んでいくものとします。

第1章 災害復旧の基本方針

震災により被災した市民の生活や農漁業・畜産業・企業等の健全な回復には、迅速な復旧が不可欠です。今回の地震による本市の被害は、一部損壊が多い状況にあることから早急な復旧計画を策定し、必要となる事業費は国、県と調整を図りながら、情報を収集し財源を確保します。

また、今後将来的なまちづくりの観点からは、災害(震災)に強いまちづくりを基本として推進 していくものとします。

第2章 基本目標

本計画を策定するに当たり、震災という被害状況を踏まえ、以下の4つの分野を基本目標に、 実効性、実現性のある計画とします。

1 市民生活の復旧

被災者が一日も早く震災前の暮らしに戻れるよう、安心して暮らせる為の復旧に努めます。このため、住宅再建支援や生活基盤の復旧などハード面のほかに、医療・福祉、心のケア等ソフト面での対応を行い、被災者一人ひとりに着目した、きめ細かな支援を行います。

2 公共施設の復旧

庁舎等行政施設の早期復旧により正確な情報をいち早く市民に伝達できるなど災害時の危機管理体制の強化を図ります。また、学校等教育施設や産業活動の拠点となる公共施設を早期に復旧し、市民生活の安定化に努めます。

3 都市基盤の復旧

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路・橋梁等の主要交通網や上下水道等のライフラインの早急な復旧に努めます。

4 産業の復旧

今回の震災により被害を受けた産業経済活動の早期復旧を図ります。また、福島第一原子力発 電所の放射能(放射性物質)漏れによる農漁業物の風評被害の改善に対処します。